

# 酒田市DX化推進補助金【応募要領】

市内事業者が、新商品若しくは新サービスの開発又は生産性向上のために、ITツール、データ、AI等のデジタル技術を活用し、製品、サービス、ビジネスモデル等を変革するDX(デジタルトランスフォーメーション)を行うことで、新規事業への挑戦や生産性の質的向上の実現を図る事業に対し、補助金を交付します。

## 1 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、次の(1)(2)のいずれかに該当する事業です。

### (1) 新商品・サービス開発型

新商品若しくは新サービスの開発のための機器導入費、アプリケーション開発、顧客分析又はテストマーケティング等を行うための事業

(例)

・洋服販売店が自社の強みである洋服のラインナップの豊富さを活かし、市外からの顧客獲得のために顧客管理ツールを新たに導入し、洋服レンタルのサブスクリプションサービスを始める事業

### (2) 生産性向上型(事前に業務の可視化等が必要になります)

業務プロセス及び生産工程の質的向上のために専門家の支援を受け業務プロセスの課題を発見し、データ、AI等のデジタル技術を活用して、その課題を解決するための事業

(例)

・生産性向上のために、サンロクの専門家の支援を受け、現在の業務の課題を発見し、新たにRPAの導入を行う事業  
・酒の販売店が、ECでの酒の販売の業務について、業務プロセスをサンロクの専門家とともに見直し、ITツールを導入し生産性を向上する事業

### 【対象外となるもの】

- ・上記(1)、(2)の要件を満たさないもの
- ・交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・国、県、その他地方公共団体の補助金の交付予定又は既にその交付を受けた事業経費
- ・その他、本事業の目的、趣旨から適切でないと市長が判断するもの

## 2 補助対象者

市内で事業を営む法人又は個人事業主で、次の全てに該当するものを対象とします。

- ① 市内に本社又は事業所を有すること。
- ② 市税等に滞納がないこと。

### 3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1)補助率：1/2以内(千円未満切捨て)  
 (2)補助上限額：50万円(1事業所あたり1回のみ)  
 (3)補助対象経費：「DX化推進」に係る下記の経費

#### 【新商品・サービス開発型】

経費区分	対象機器等
(1)機器等購入費	新商品・サービス開発または提供時に必要となる機器を購入するための費用。(開発または提供時以外に汎用的に使用する場合は、パソコン、タブレット、スマートフォン等は対象外。)
(2)ソフトウェア購入費	導入型ソフトウェア等(業務ソフトウェアに限る)のデジタル化により新商品・サービス開発につながるもの
(3)委託外注費	機器の設置・設定作業費、アプリケーション開発費、導入機器・導入ネットワークの保守費用、専門家の委託費用、テストマーケティング費用等
(4)賃借料	上記「機器等購入費」に記載の機器等をリースする場合のリース料等
(5)使用料	新商品・サービス開発のために必要なツールを導入する際に必要となる月額利用料等

※市内事業所での実施分に限り、また事業実施期間内の費用に限り、また事業実施期間内の費用に限り。

#### 【生産性向上型】

＜実施条件あり＞

- ①実施前に、専門家等より業務プロセスの可視化やデジタル化、効果の見える化等について支援を受けること。  
 ②申請時、ITツールの導入をする部署の業務プロセスの詳細を記載したものを添付すること。

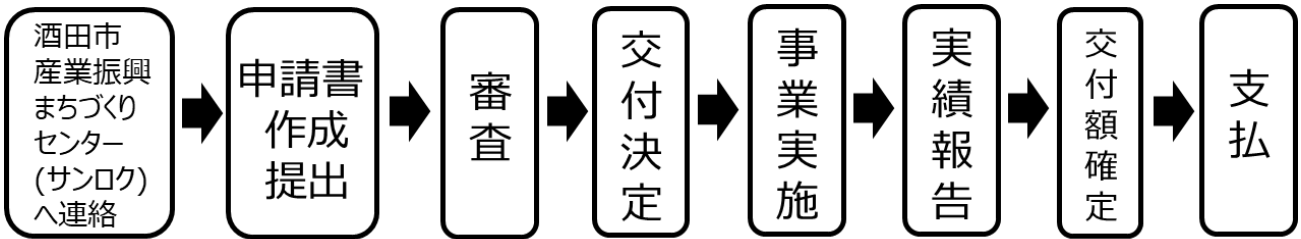
経費区分	対象機器等
(1)機器等購入費	業務プロセスや生産工程の質的向上のために必要となる機器を購入するための費用。(汎用的に使用する場合は、パソコン、タブレット、スマートフォン等は対象外。また、テレワークのパソコン導入のみを対象経費としている場合は対象外。)
(2)ソフトウェア購入費	導入型ソフトウェア等(業務ソフトウェアに限る)のデジタル化により生産性向上等につながるもの(RPA※等)
(3)委託外注費	機器の設置・設定作業費、アプリケーション開発費、導入機器・導入ネットワークの保守費用、専門家の委託費用、導入機器等の操作説明等にかかる委託経費(研修費用・マニュアル作成費)、社内DX化計画の策定費用等
(4)賃借料	上記「機器等購入費」に記載の機器等をリースする場合のリース料等
(5)使用料	業務管理ツール利用料、業務ソフトウェア利用料、リモートアクセスツール利用料、グループウェア(ワークフロー、リモートワークアプリ)利用料等

※市内事業所での実施分に限り、また事業実施期間内の費用に限り。

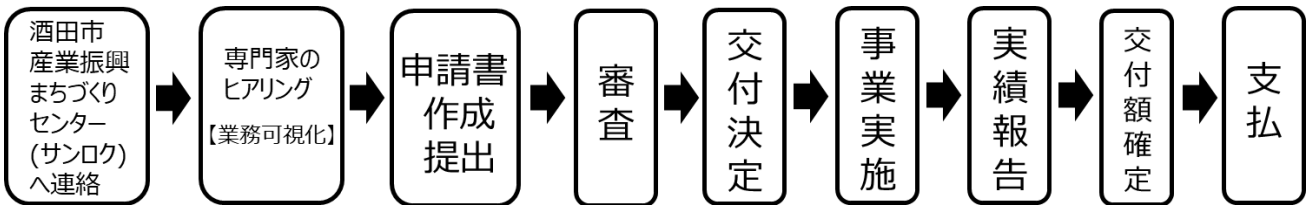
※RPAとは「Robotic Process Automation/ロボティック・プロセス・オートメーション」の略語。

## 4 補助金交付までの流れ

### 【新商品・サービス開発型】



### 【生産性向上型】



## 5 申請手続き

(1)申請書受付先 酒田市産業振興まちづくりセンター(サンロク)

※事業実施前に一度ご相談ください。

(2)申請期間 令和4年4月1日(金)から随時募集 ※予算上限あり

(3)提出書類【1部】

- ① DX化推進補助金交付申請書(様式第1号)
- ② DX化推進事業計画書(様式第2号)
- ③ 事業の概要がわかる資料
- ④ 見積書等の写し
- ⑤ (生産性向上型の場合)ITツール導入をする部署の業務プロセスの詳細を記載したもの
- ⑥ その他市長が特に必要と認める書類

## 6 審査・結果の通知

(1)補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、審査を行ったうえで、認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します。(申請から2週間程度かかります)

## (2)審査項目

### 【新商品・サービス開発型】

審査項目
①自社の強み、現状の業務の課題を適切に把握しているか。
②新商品・サービスについて、同様の商品・サービスとの差別化は出来ているか。新規性はあるか。
③マーケット及び市場規模の分析は適切に行い、顧客のターゲット、ターゲットへのPR方法等は具体的な計画を立てているか。
④適切なゴール設定及び評価指標は定められているか。
⑤現実的な収益計画が立てられているか。
⑥酒田市の総合計画で掲げている目標値「酒田市民 1 人あたりの市民所得 317 万円」を目指す収支計画を立てているか。
⑦補助事業を適切に実施できる体制であるか。

### 【生産性向上型】

審査項目
①自社の現状の課題を適切に把握しているか。業務改善に向かう部署の業務フローをきちんと把握しているか。
②事業実施効果について、費用対効果のある事業であるか。
③事業実施の効果について、本事業が属人業務の減少に寄与しているか。
④酒田市の総合計画で掲げている目標値「酒田市民 1 人あたりの市民所得 317 万円」を目指す収益計画を立てているか。
⑤3 年後のゴールを見据えた業務プロセスの改善計画を立てているか。
⑥補助事業を適切に実施できる体制であるか。

## (3)交付決定

採択結果は補助金交付決定通知書により通知します。

交付決定以降、事業に着手ください。

## 7 計画の変更

交付決定後、事業経費が増加しても交付決定額以上の補助金は交付しません。

ただし、補助事業の内容又は経費の配分を変更する場合、または補助事業等を中止又は廃止しようとするときは、DX化推進補助金変更申請書(様式第5号)により、あらかじめ承認を要します。

ただし、対象経費の区分ごとに配分された額の20%以内の減額又は20%以内の流用増減である場合は、軽微な変更とし、承認は不要です。

## 8 実績報告書の提出

事業が完了した際は、実績報告書を提出していただきます。

実績報告書の提出期限は令和5年3月15日(水)となります。実績報告書の提出時の必要書類は以下のとおりです。

- ① DX化推進補助金実績報告書(様式第6号)
- ② DX化推進事業実績書(様式第7号)
- ③ 事業に要した経費の領収書その他経費の額を証明する書類の写し
- ④ その他市長が特に必要と認める資料

## 9 交付額確定

実績報告書の提出後、書類を精査し補助額を確定します。帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象となりません。

また、消費税及び地方消費税も対象となりません。

補助額の確定後、DX化推進補助金等交付額確定通知書を送付します。なお、補助金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。

## 10 帳簿の保管

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度の初日から、5年間保存しなければなりません。

## 11 申請書類

酒田市ホームページからダウンロードするか、または酒田市産業振興まちづくりセンターへお問合せください。

## 12 申請・お問合せ先

### 【申請先】

〒998-0044 酒田市中町2丁目5-10 酒田産業会館1階  
酒田市産業振興まちづくりセンター宛

### 【お問い合わせ先】

TEL:0234-26-6066(直通)